

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚 1 - 5 4 - 5	0 1 - 0 0 2 9 4 2

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3 年 10 月 15 日～令和 3 年 11 月 14 日（1 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

ニッタン株式会社の使用人は、同社が一次下請けとして施行中である関東地方整備局発注の「警視庁警察学校（19）電気設備改修工事」において、令和 3 年 3 月 22 日に工事で発生した電線等有価材を施設管理者である警視庁に引き渡した後、令和 3 年 6 月 14 日に、既に警視庁に引き渡した電線を保管場所から盗んだとして、窃盗の疑いで令和 3 年 6 月 23 日までに警視庁に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 1 5 号アに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ・ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)